

国民健康保険の安定的な運営にご協力ください

国民健康保険は、安心して医療が受けられるよう加入している皆さんで国民健康保険税を出し合い、医療費を賄う制度です。

加入者が医療機関にかかったとき、自己負担分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払います。

安定した運営とするために、保険税の納期限内納付にご協力をお願いします。

◇医療費の削減にご協力を！

市の国民健康保険の加入者数は、年々減少していますが、一人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。

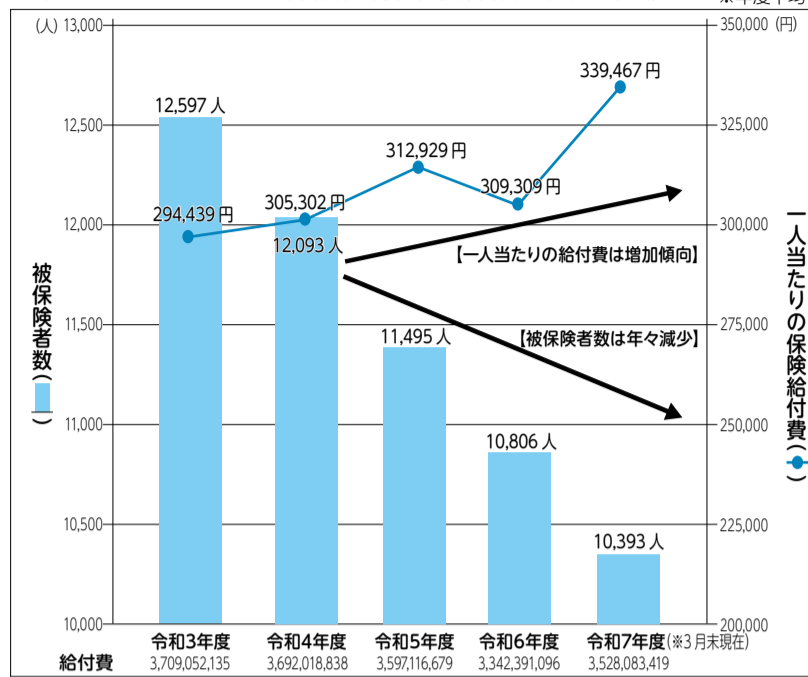
医療費の増加による保険税の増額を回避するためにも、加入者一人一人が健康に気を付けて、医療機関にかかる際には適正な受診を心掛けてください。

◇気を付けてほしいこと

- ・緊急の時以外は、休日や夜間の受診は避けましょう
- ・かかりつけ医を持ちましょう
- ・重複受診はやめましょう
- ・お薬手帳を活用して薬のもらいすぎに注意しましょう
- ・ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう
- ・定期的に健診を受けましょう

☎市民課国保班 ☎(70)0334

●加入者一人当たりの保険給付費、被保険者数[※]の推移



情報公開制度・個人情報保護制度

☎総務課行政班 ☎(70)0300

市では、市が保有する公文書を公開するためのルール（情報公開制度）および個人情報保護法に基づき、保有する個人情報を適正に取り扱うためのルール（個人情報保護制度）を定め、皆さんからの請求に基づき、市政に関する情報の公開・開示を行っています。

行政情報コーナー（市役所1階受付）では、市の予算書などを閲覧することができますので、ご利用ください。

◇情報公開制度

- ▶対象＝市が保有するすべての公文書
- ※個人情報や法令または条例などにより公開できない情報は対象外。
- ▶情報公開の請求ができる方
 - ①市内在住の方
 - ②市内に事務所または事業所がある方
 - ③市内に在勤または在学している方
 - ④市の行う事務または事業に利害関係を有する方
- ▶請求方法＝情報公開請求書を提出

◇個人情報保護制度

- ▶個人情報の開示請求ができる方
 - ①自己に関する個人情報を市が保有している方
 - ②①に該当する方の代理人
- ▶請求方法＝保有個人情報開示請求書に本人、または代理人であることを証明する書類を添えて請求
- ▶注意事項＝法令などにより開示することができないとき、開示により第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときなど、開示できない場合があります



◇共通事項

- ▶情報公開・保有個人情報開示の請求
各窓口で受付後、受付日の翌日から原則15日以内に公開(開示)・非公開(不開示)の決定を行い、公開(開示)の日時をお知らせします。
- ▶公開・開示の方法＝写しの交付
- ▶請求書配布場所＝市HP、行政情報コーナー
- ▶費用＝公文書の写し片面1ページにつき10円(A4単色の場合)
- ▶決定に不服があるとき＝部分公開(開示)または非公開(不開示)の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。
決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

●令和7年度の情報公開制度の運用結果

請求・処理件数=82件 ※(参考)令和6年度=42件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合計
市長	41	34	1	2	0	0	78
教育委員会	2	0	0	1	0	0	3
農業委員会	0	1	0	0	0	0	1
合計	43	35	1	3	0	0	82

部分公開とした理由

理由	件数
法令秘情報	2
個人に関する情報	33
法人などに関する情報	4
公共の安全などに関する情報	1
市の審議、検討または協議に関する情報	1
法人などから任意に提供された情報	1
合計	42

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

審査請求の処理状況

年度	件数		処理状況						
	継続	新規	裁決				実施機関で裁決手続中	審査会に諮問中	実施機関で検討中
認容	一部認容	棄却	却下						
6	1	0	1	0	0	0	0	0	0
7	0	15	0	0	0	0	0	15	0

●令和7年度の個人情報保護制度の運用結果

開示請求・処理件数=27件 ※(参考)令和6年度=5件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	合計
市長	5	21	0	1	0	27
合計	5	21	0	1	0	27

部分開示とした理由

理由	件数
個人に関する情報	21
公共の安全などに関する情報	1
合計	22

審査請求の処理状況

年度	件数		処理状況							
	継続	新規	裁決				実施機関で裁決手続中	審査会に諮問中	実施機関で検討中	取下げ
認容	一部認容	棄却	却下							
7	0	11	0	0	0	0	0	11	0	0

●市議会の個人情報保護制度の運用結果

令和7年度の市議会が保有する個人情報に対する、開示、訂正などの請求はありませんでした。